宮崎県公報

令和８年11月12日（木曜日）　第 762 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800円

目　次

頁

告　示

○県議会定例会の招集……（財政課）１
○生活保護法に基づく医療機関の指定（２件）…（福祉保健課）１
○生活保護法に基づく指定訪問看護事業所の所在地の変更……（　〃　）１
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……（　〃　）２
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……（障がい福祉課）２
○保安林の指定施業要件の変更……（自然環境課）２
○林業用種苗生産事業者の登録……（森林経営課）２
○公金の支出に関する事務の委託……（雇用労働政策課）２

公　告

○土地改良区の役員の就退任の届出……（団体指導検査課）３
○土地改良区の役員の退任の届出（２件）……（　〃　）３
○土地改良区の定款変更の認可……（　〃　）４

公安委員会規則

○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……４

正　誤

○令和８年10月８日付け県公報（第 752号）中……20

告　示

宮崎県告示第 779号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 101条第１項の規定により、宮崎県議会定例会を令和８年11月19日宮崎県議会議事堂に招集する。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県告示第 780号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の３第１号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション　アオバ	都城市平江町７街区26号	令和８年９月30日
訪問看護ステーションスウェル	都城市祝吉一丁目16番地４	令和８年11月１日

宮崎県告示第 781号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の３第１号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
こだまデンタルクリニック	都城市大王町52－10	令和８年10月１日

宮崎県告示第 782号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定訪問看護事業所から変更の届出があったので、法第55条の３第２号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の２（中国残留邦人等支援法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	変更年月日
合同会社やすらぎ	日向市大字塩見 14005番地	訪問看護ステーション　はぁとここ	日向市大字財光寺3445番地29号	日向市大字塩見 14005番地	日向市大字財光寺3445番地29号	令和８年９月７日

宮崎県告示第 783号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の３第２号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の２（中国残留邦人等支援法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
かみながえクリニック	都城市上長飯町5228番地１	令和８年４月15日
ハラダ調剤薬局平原店	延岡市平原町１丁目 994－３	令和８年８月14日
浦上内科外科医院	日向市曽根町１丁目 155番地	令和８年８月８日

宮崎県告示第 784号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第１項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名　称	所在地		
後庵　篤	京町温泉クリニック	えびの市	内科、腎臓内科	令和８年11月１日
武内　正紀	愛泉会宮崎医療福祉センター	日南市	内科	令和８年11月１日

宮崎県告示第 785号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の２の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　日南市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は択伐による。

日南市（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 786号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第３項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称及び所在地
		種穂	苗　木	
1449	奈須広美 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代5619番地	採種、精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	諸塚椎茸グループＭＳＧ 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代5619番地

宮崎県告示第 787号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の２第１項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　委託した指定公金事務取扱者

名　　称	事務所の所在地
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目１番２号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
宮崎県賃上げ対応緊急支援金

３　指定公金事務取扱者の指定をした日
令和８年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和８年４月１日

5　指定公金事務取扱者に委託をする期間

令和８年４月１日から令和８年12月28日まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、樺山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　就任した役員

役　名	氏　名	住　所
理　事	中　原　昭　一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地１
理　事	蔵　元　　正	北諸県郡三股町大字樺山７番地１
理　事	本　村　次　雄	北諸県郡三股町大字樺山1752番地
理　事	大　村　忠　美	北諸県郡三股町大字樺山3788番地
理　事	原　田　昭　広	北諸県郡三股町大字樺山3561番地７
理　事	吉　川　勇二郎	北諸県郡三股町大字樺山2739番地
理　事	時　任　一　盛	北諸県郡三股町大字樺山1221番地６
理　事	出　水　国　仁	北諸県郡三股町大字樺山 262番地
理　事	前　田　　万	北諸県郡三股町大字樺山3588番地２
理　事	小　牧　光　秋	北諸県郡三股町大字蓼池1301番地イ
監　事	下　石　昭　廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地２
監　事	久　保　博　文	北諸県郡三股町大字樺山1374番地５
監　事	福　永　廣　文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地１

（任期：令和10年10月８日まで）

2　退任した役員

役　名	氏　名	住　所
理　事	中　原　昭　一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地１
理　事	蔵　元　　正	北諸県郡三股町大字樺山７番地１
理　事	本　村　次　雄	北諸県郡三股町大字樺山1752番地
理　事	大　村　忠　美	北諸県郡三股町大字樺山3788番地
理　事	原　田　昭　広	北諸県郡三股町大字樺山3561番地７
理　事	内　村　春　男	北諸県郡三股町大字樺山2749番地
理　事	時　任　一　盛	北諸県郡三股町大字樺山1221番地６
理　事	出　水　国　仁	北諸県郡三股町大字樺山 262番地
理　事	前　田　　万	北諸県郡三股町大字樺山3588番地２
理　事	小　牧　光　秋	北諸県郡三股町大字蓼池1301番地イ
監　事	下　石　昭　廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地２
監　事	上　水　広　志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地
監　事	福　永　廣　文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地１

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、北郷町土地改良区（日南市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

退任した役員

役　名	氏　名	住　所
理　事	福　田　浩　二	日南市北郷町大藤乙 521番地１

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

退任した役員

役　　名	氏　　名	住　　所
監　　事	竹ノ内　　徳夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）から令和８年９月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和８年11月12日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月12日

宮崎県公安委員会委員長　佐々木　慈　舟

宮崎県公安委員会規則第10号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（報告・資料提出命令書） 第17条の２　法第75条の２の２第１項及び第２項に規定する報告又は資料の提出要求は、別記様式第16号の報告・資料提出命令書により行うものとする。	（報告・資料提出要求書） 第17条の２　法第75条の２の２第１項及び第２項に規定する報告又は資料の提出要求は、別記様式第16号の報告・資料提出要求書により行うものとする。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第 16 号（第 17 条の２関係）

宮崎公委発第　　号
年　　月　　日

殿

宮崎県公安委員会

報告・資料提出要求書

道路交通法第 75 条の２の２第１項及び第２項の規定に基づき、下記のとおり報告・資料の提出を求めます。

記

報告を求める事項	
提出を求める資料	
報告等の期日及び方法	

別記様式第41号（その１）から別記様式第46号（その２）までを次のように改める。

様式第41号（その１）（第46条関係）

警察署用

※　受　理　年　月　日	年　月　日
※　受　理　番　号	
※　修了証明書交付年月日	年　月　日
※　修　了　証　明　書　番　号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申込者の氏名）

申込者	住　所	〒　－ 電　話　（　）　－　（自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏　名	
	生年月日	年　月　日生
	勤　務　先	名称 所在地 電　話　（　）　－
	受講希望年月日	

証紙貼付欄	

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は２枚目に貼付すること。
３　証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第41号（その２）（第46条関係）

本部用

（表面）

※　受　理　年　月　日	年　月　日
※　受　理　番　号	
※　修了証明書交付年月日	年　月　日
※　修　了　証　明　書　番　号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申込者の氏名）

申込者	住　所	〒　－ 電　話　（　　）　－　（自宅・携帯）	
	（フリガナ） 氏　名		写　真 （縦3.0 cm×横2.4 cm）
	生年月日	年　月　日生	
	勤　務　先	名称 所在地 電　話　（　　）　－	
	受講希望年月日		

実施	※受講年月日 （修了考査）	年　月　日から 年　月　日まで （　年　月　日）	※　修了考査の結果	合　・　否
	※受講場所			
	※受講番号			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は、申込み前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第41号（その２）（第46条関係）

（裏面）

注　意　事　項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第１項第２号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

・　18歳未満の者

・　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の２の４第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

・　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

・　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

・　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

・　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第42号（その１）（第47条、第48条関係）

本部用

※ 受　理　年　月　日	年　　月　　日
※ 受　理　番　号	
※ 証明書再交付年月日	年　　月　　日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年　　月　　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　　— 電　話　（　　）　　—　　（自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏　名	
	生年月日	年　　月　　日生
	勤　務　先	名称 所在地 電　話　（　　）　　—
証明書	番　　号	
	交付年月日	年　　月　　日
再交付を申請する事由		

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第42号（その２）（第47条、第48条関係）

警察署用

※ 受 理 年 月 日	年　月　日
※ 受 理 番 号	
※ 証明書再交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　　― 電　話　（　　）　　―　　（自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏　名	
	生年月日	年　月　日生
	勤　務　先	名称 所在地 電　話　（　　）　　―
証明書	番　　号	
	交付年月日	年　月　日
再交付を申請する事由		

記載要領　※印欄には、記載しないこと。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第43号（その１）（第48条関係）

本部用

※ 受 理 年 月 日	年　月　日
※ 受　理　番　号	
※ 認 定 年 月 日	年　月　日
※ 認 定 書 番 号	

認　定　申　請　書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　— 電　話（　　）　— （自宅・携帯）	
	(フリガナ)		写真（縦 3.0cm×横 2.4cm）
	氏　名		
	生年月日	年　月　日生	
	勤務先	名称 所在地 電　話（　　）　—	

実施	※認定考査	年　月　日	※認定考査の結果	合　・　否
	※受験場所			
	※受験番号			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
３　確認事務の委託等に関する規則第10条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
４　手数料（宮崎県収入証紙）を２枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第43号（その２）（第48条関係）

警察署用

※ 受 理 年 月 日	年　月　日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年　月　日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　— 電　話（　　）　—　（自宅・携帯）
	（フリガナ）	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日生
	勤務先	名称 所在地 電　話（　　）　—

証紙貼付欄	

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第44号（その１）（第49条関係）

警察署用

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日
※　資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　－ 電　話　（　　）　－　（自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏　名	
	生年月日	年　月　日生
	勤務先	名称 所在地 電　話　（　　）　－
証明書	番　号	
	交付年月日	年　月　日

証紙貼付欄	

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。
　　３　写真は２枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第44号（その２）（第49条関係）　　本部用

（表面）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日
※　資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住所	〒　－ 電話（　）　－　（自宅・携帯）	
	（フリガナ） 氏名		写真 （縦 3.0 cm ×横 2.4 cm）
	生年月日	年　月　日生	
	勤務先	名称 所在地 電話（　）　－	
証明書	番号		
	交付年月日	年　月　日	

※添付書類	□　修了証明書又は認定書 □　住民票の写し □　診断書 □　誓約書 □　写真２枚（うち１枚貼付）

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。

２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第44号（その２）（第49条関係）

（裏面）

誓　　約　　書

私は、道路交通法第51 条の13 第１項第２号に掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

・　18歳未満の者

・　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の２の４第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

・　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

・　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

・　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

・　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

宮崎県公安委員会　殿

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第45号（その１）（第51条関係）

本部用

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　— 電　話（　）　— （自宅・携帯）	
	(フリガナ)		写真（3.0cm×2.4cm）
	氏　名		
	生年月日	年　月　日生	
	勤務先	名称 所在地 電　話（　）　—	
資格者証	番　号		
	交付年月日	年　月　日	
書換え交付を申請する事由			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
２　「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
５　手数料（宮崎県収入証紙）を２枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第45号（その２）（第51条関係）

警察署用

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　— 電　話（　）　—　（自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏　名	
	生年月日	年　月　日生
	勤　務　先	名称 所在地 電　話（　）　—
資格者証	番　号	
	交付年月日	年　月　日
証紙貼付欄		

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第46号（その１）（第51条関係）

本部用

※　受理年月日	年　月　日
※　受 理 番 号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　　— 電　話（　　）　　—　　（自宅・携帯）	
	(フリガナ)		写真 (3.0cm× 2.4cm)
	氏　名		
	生年月日	年　月　日生	
	勤 務 先	名称 所在地 電　話（　　）　　—	
資格者証	番　号		
	交付年月日	年　月　日	
再交付を申請する事由			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
５　手数料（宮崎県収入証紙）を２枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第46号（その２）（第51条関係）

警察署用

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年　月　日

宮崎県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　— 電　話（　）　—　（自宅・携帯）
	（フリガナ）	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日生
	勤　務　先	名称 所在地 電　話（　）　—
資格者証	番　号	
	交付年月日	年　月　日
証紙貼付欄		

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

正　　誤

令和８年10月８日付け県公報（第 752号）中

ページ	段	行	誤	正
6	右	25	延岡市熊野江町 420 番地	延岡市須美江町 420 番地１
6	右	27	延岡市熊野江町 850 番地１	延岡市須美江町 850 番地１
6	右	46	延岡市熊野江町 420 番地	延岡市須美江町 420 番地１
6	右	48	延岡市熊野江町 850 番地１	延岡市須美江町 850 番地１